

令和3年度
岐阜県中小企業脱炭素化事業費補助金
(2次募集) 募集要領

<募集期間>

令和4年1月17日(月)～令和4年2月4日(金) 17時15分

※ 申請書は電子メール、持参または郵送により提出してください(当日消印有効)。

<お問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課 エネルギー係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁12階
TEL : 058-272-8835 FAX : 058-278-2653
E-mail : c11353@pref.gifu.lg.jp

令和4年1月

岐阜県商工労働部

新産業・エネルギー振興課

1 補助金の目的

本補助事業は、2050年「脱炭素社会ぎふ」の実現と脱炭素化による県内企業の価値向上を目指し、中小企業等が行う脱炭素化の取組に要する経費の一部を支援するものです。

2 補助金の概要

補助対象事業	【脱炭素経営理解促進事業】 経営者、従業員等に脱炭素経営への理解促進に向けた研修等を行う事業 【温室効果ガス排出削減計画書策定事業】 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例第13条第2項の規定に基づき温室効果ガス排出削減計画書を作成する事業 【再エネ電力需要拡大事業】 再エネ電力の需要拡大につながる普及啓発媒体の作成を行う事業 【再エネ電力廉価事業】 県内企業が再エネ電力を安価に購入できるよう、再エネ電力の需給調整システムの構築を目指し、調査、研究及び実証を行う事業
補助対象者	県内に本社又は事業所を有し、脱炭素化に向けた取組を行う中小企業、団体
補助事業期間	交付決定日から令和4（2022）年2月28日（月）まで
補助率	1／2以内
補助限度額	500千円（※1）

※1 書類の受付順に予算の範囲内で交付決定します。（令和3年度予算 10,000千円）

3 事業の流れ

申請	申請書類の提出	令和4年1月17日（月）から 令和4年2月4日（金）まで
	採択通知	順次
	交付申請	
	交付決定	
実施	補助事業期間	交付決定日から令和4年2月28日（月）まで
	中間検査	
	実績報告	
支払	確定検査	順次
	補助金の請求	
	補助金の支払	順次

4 申請手続き

事業実施提案書に関係書類を添付し、以下により提出してください。

(1) 提出書類等

名前	数量
1. 交付申請書（別記第1号様式）	各1部
2. 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	
3. 積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）	
4. 岐阜県納税証明書（県税事務所発行） ※全税目に未納の徴収金がないこと	

(2) 提出方法 電子メール、持参又は郵送（書留又は簡易書留推奨）

(3) 提出（受付）期間

令和4年1月17日（月）から 令和4年2月4日（金）17時15分

※当日消印有効

※提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けません。

(4) 提出先 岐阜県 商工労働部 新産業・エネルギー振興課 エネルギー係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（県庁12階）
E-mail : c11353@pref.gifu.lg.jp

5 申請における注意事項

1 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となります。

- (1) 受付期間を過ぎて書類が提出された場合
- (2) 提出書類等に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 募集要領に違反すると認められる場合
- (5) その他、申請に関して県の指示に従わなかった場合

2 複数申請の禁止

同一団体から複数の申請はできません。

3 提出書類等の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、軽微なものは除きます。

4 書類の返却

提出書類等は、返却しません。

5 費用負担

提出書類等の作成及び提出等に要する経費は、すべて提案者の負担とします。

6 その他

- (1) 交付申請書等の提出をもって、申請者が募集要領の記載内容に同意したものと見なします。
- (2) 提出された交付申請書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- (3) 交付申請書等の提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。

6 交付決定について

書類の受付順に申請内容を県で審査し、予算額の範囲内で交付決定をします。

7 交付決定後の留意事項

1 事業の着手

事業の実施については、実施要領に基づく事業の選定、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号)及び岐阜県中小企業脱炭素化事業費補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書が提出され、補助金の交付決定が行われた後から、補助対象となる事業として実施することができます。(交付決定以前の経費や事業実施期間後の経費は、補助金の対象とはなりません。)

2 補助金の支払

補助金の支払は、事業完了後の精算払とします。

県は、事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金額の確定を通知します。その後に事業主体が提出する交付請求書により、県は補助金をお支払いします。

3 補助金の経理

補助事業者は、本事業とそれ以外の事業に係る経理を明確に区分し、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類とともに、事業終了後5年間保存する必要があります。

4 財産の処分制限

- (1) 補助事業により販売した製品(以下「財産」という。)であって、1件当たりの販売価格が50万円以上のものは、処分制限財産とします
- (2) 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する期間が経過する前に処分制限財産を、知事の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはいけません。

5 その他

- (1) 同一目的の経費で、他の補助金や委託費等の交付を受ける場合は、速やかに知事に報告してください。他の補助金を受ける部分については、原則として、この補助金を交付しません。
- (2) 利子、利益、梱包費、輸送費、振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税を含む各種税金等は補助対象外です。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業の内容や金額を変更しようとする場合、事業費総額の20パーセントを超える経費の変更がある場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業の交付年度中の進捗状況について、状況の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければなりません。

- (5) 補助事業者は、補助事業を完了した日、若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内、または令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。
- (6) 県が実施する施策の一環として、事業者名、事業名等の公表を行なう場合がございます。
- (7) 補助事業に関する調査依頼や立入検査、補助事業の表示や補助事業完了後の事業成果発表等、県が実施する施策への協力を求める場合があります。
- (8) 補助事業終了後、国及び県の監査関係者等が実地検査に入ることがあります。
- (9) 補助事業者が、「岐阜県補助金等交付規則」等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (10) 上記以外のことは、「岐阜県補助金等交付規則」及び、「岐阜県中小企業脱炭素化事業費補助金交付要綱」等に定める内容をご確認ください。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>【脱炭素経営理解促進事業】 経営者、従業員等に脱炭素経営への理解促進に向けた研修等を行う事業</p>	<p>報償費、旅費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費、委託費、備品購入費 その他補助対象事業の実施に必要と知事が認める経費</p>	<p>補助対象経費に1/2以内を乗じて得た額（500千円を上限とする。）。ただし、当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>【温室効果ガス排出削減計画書策定事業】 岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成21年岐阜県条例第21号）第13条第2項の規定に基づき温室効果ガス排出削減計画書を作成する事業</p>	<p>報償費、旅費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費、委託費、備品購入費 その他補助対象事業の実施に必要と知事が認める経費</p>	
<p>【再エネ電力需要拡大事業】 再エネ電力の需要拡大につながる普及啓発媒体の作成を行う事業</p>	<p>消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、委託費、備品購入費 その他補助対象事業の実施に必要と知事が認める経費</p>	
<p>【再エネ電力廉価事業】 県内企業が再エネ電力を安価に購入できるよう、再エネ電力の需給調整システムの構築を目指し、調査、研究及び実証を行う事業</p>	<p>消耗品費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費 その他補助対象事業の実施に必要と知事が認める経費</p>	